○厚生労働省
環境省経済産業省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を次のように定める。なお、平成二十六年厚生労働省経済産業省環境省告示第一号は廃止する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。）第八条第一項第三号の規定に基づき、法第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質は、次の表の左欄に掲げる化学物質の分類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる官報整理番号（法第四条第四項（法第五条第九項において読み替えて準用する場合及び法第七条第二項において準用する場合を含む。）並びに法附則第二条第一項及び第四項に基づき公示する際に化学物質に付される整理番号をいう。以下同じ。）に対応する化学物質とする。

化学物質の分類	官報整理番号
(1)無機化合物	「(1)無機化合物」の項整理番号23、107、108、111、113、114、117、119、122、143、147、153、155、164、169、176、180から185まで、189、190、192から194まで、228、233、236、237、241、243、245、246、258、309、310、357、367、368、381、386、387、401、402、411から413まで、420から422まで、429、439から444まで、450、452から454まで、459、465、467、495、497、501、502、504、508、523、548、558、642、643、683、707、735、745、746、795、1038、1043、1100、1132、1138及び1156並びに(1)―1205、(1)―1214、(1)―1215、(1)―1220、(1)―1230及び(1)―1231
(2)有機鎖状低分子化合物	「(2)有機鎖状低分子化合物」の項整理番号242、341、608（ドデカン酸、テトラデカン酸、パルミチン酸及びステアリン酸に限る。）、609（オレイン酸に限る。）、846、911（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、975、1091、1094（ナトリウム塩に限る。）、1254、1305、1307、1308、1318、1323（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1369（２―ヒドロキシプロピオン酸に限る。）、1409、1442、1449（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、1467、1468、2383、2661及び2667並びに(2)―3620、(2)―3764及び(2)―3990
(3)有機炭素単環低分子化合物	「(3)有機炭素単環低分子化合物」の項整理番号3265
(5)有機複素環低分子化合物	「(5)有機複素環低分子化合物」の項整理番号62、3668及び3909
(6)有機重合系高分子化合物	「(6)有機重合系高分子化合物」の項整理番号１（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、６（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、18（ブター１―エン・エテン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、47（エテン・５―エチリデンビシクロ［2.2.1］ヘプター２―エン・プロパー１―エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、48（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、66（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、120（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、126（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、127（メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、134（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、136（ブタジエン・スチレン共重合物の水素化物（ただし、ベンゼン環は水素化されない。）（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、139（ブチル＝アクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、141（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、176（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、178（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、181（アクリロニトリル・ブタン―１―イル＝アクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、186（ブチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、189（メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、267（アクリロニトリル・α―メチルスチレン・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、274（アクリロニトリル・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）及びアクリロニトリル・メチル＝メタクリラート・α―メチルスチレン・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、402（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、454（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、553（メチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、606（ブタジエン・ブタン―１―イル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、720（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、743（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、748（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、749（ポリブタジエンの部分水素化物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、774（２―メチルプロパー１―エン重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限